

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種(令和29年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第72号
令和8年7月22日
警察庁長官官房長

遺失物法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

遺失物法施行規則の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第16号。以下「改正規則」という。別添参照。）は、本日公布・施行されることとなった。改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

以下この通達において、「規則」とは改正規則による改正後の遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）をいい、「改正前規則」とは改正規則による改正前の遺失物法施行規則をいう。

記

1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の改正により、個人番号カードと同等の機能をスマートフォンに搭載（カード代替電磁的記録）できるようになったことなどを踏まえ、遺失物業務における本人確認方法の多様化及び特例施設占有者が行う遺失物業務のデジタル化に対応するため、遺失物法施行規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 電磁的記録による縦覧規定の廃止（改正前規則第9条第3項関係）

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）の改正により、本規定にかかわらず電磁的記録による縦覧を行うことができるようになったため、廃止することとした。

(2) デジタル身分証の提示を含む本人確認方法の多様化（規則第20条第1項、同条第3項、第37条第1項及び同条第4項関係）

警察署長又は特例施設占有者が、提出を受けた物件又は保管している物件を遺失者に返還する際、返還を求める者から氏名等を証するに足りる書面の提示を受けることとされているが、デジタル身分証の提示を受ける方法又はカード代替電磁的記録の送信を受けるなどの方法でも可能とした。

なお、警察署長又は特例施設占有者が、提出を受けた物件又は保管している物件を権利取得者に引き渡す場合においても同様の方法を可能とした。

(3) 氏名等告知の同意に係る書面規定の廃止（規則第35条第3項関係）

特例施設占有者が、拾得者に対して氏名等告知の同意の有無をあらかじめ確認する方法について、書面によらない方法も可能とした。

(4) 通知のデジタル化（規則第35条第5項及び第6項関係）

特例施設占有者は、遺失者が判明しない場合において、権利取得者に対する必要な事項の通知を、当該事項を記載した書面をあらかじめ交付することにより当該通知に代えることができるとされているが、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をあらかじめ提供する方法でも可能とした。

(5) 受領書のデジタル化（規則第37条第2項乃至5項関係）

特例施設占有者が保管物件を遺失者に返還する際、受領書と引換えに行うこととされているが、当該引換えを、受領書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供により可能とした。

なお、特例施設占有者が、保管している物件を権利取得者に対して引き渡す場合においても同様の方法を可能とした。

(6) その他所要の改正（規則第41条関係等）

拾得物件預り書（改正前規則別記様式第2号）について、警察署長印の押印部分を削除するほか、施設占有者が、電磁的記録媒体により各種書類を提出する場合の電磁的記録媒体提出票（改正前規則別記様式第12号）を不要とした。

(7) 経過措置（規則附則関係）

改正前規則に規定する別記様式第2号による書面については、規則の施行後も当分の間、取り繕って使用することができることとした。

3 留意事項

(1) 遺失者等であることの確実な確認

本改正により、遺失者等の本人確認の方法については、デジタルの身分証の提示も可能となるが、当該身分証の真正性を十分確認すること。当該身分証の真正性に疑いがある場合には、書面による身分証の提示を求めたり、当該物件の種類、特徴等を聴取したりするなど適当な方法を併用し、遺失者等であることを総合的に判断すること。

(2) 遺失者等の本人確認におけるデジタル化に向けた環境整備

本改正により、遺失者等の本人確認の方法については、カード代替電磁的記録の送信を受ける方法も可能となるところ、実務上もこの方法による確認ができるよう所要の機器の整備に努めること。

官報

(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

二 五

目次

〔規則〕

○遺失物法施行規則の一部を改正する
規則 (国家公安委一六)

〔その他告示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及
び協議の結果を公表する件
(総務二六六)

○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)
及びくろまぐろ(大型魚)に関する
令和八管理年度における漁業法第十
五条第一項各号に掲げる数量を公表
する件の一部を変更する件
(農林水産一〇三六)

〔公告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

令和七年度共済組合の決算(農林水
産省・林野庁・国土交通省)、独立
行政法人都市再生機構関係

三

三

四

二

六

一

規

則

○国家公安委員会規則第十六号

遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第五条(同法第十三条第二項において準用する場合を含む。)、
第十一条第一項(同法第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項及び第四十
条の規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月二十二日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

遺失物法施行規則の一部を改正する規則
遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（揭示の様式等） 第九条 〔略〕 2 〔略〕 〔項を削る。〕		（揭示の様式等） 第九条 〔同上〕 2 〔同上〕 3 警察署長が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第八条第一項の規定に基づき、法第七条第三項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の備付け及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、第四条第一項に規定する電磁的記録（保管物件にあつては、同条第二項に規定する電磁的記録）に記録されている事項を警察署に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により、いつでも関係者に自由に関覧させるものとする。 （他の警察本部長に通報する貴重な物件） 第十一条 〔同上〕	
（他の警察本部長に通報する貴重な物件） 第十一条 法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。 一 〔一〕三 略 四 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十条第一項第一号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの 〔五・六 略〕 （警察署長による遺失者の確認の方法等） 第二十条 法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。 一 返還を求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面若しくは電磁的記録の提示を受けること又は番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該者の氏名及び住所の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第三項第二号並びに第三十七条第一項第一号及び第四項第二号において同じ。）を受けること、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第三項第二号並びに第三十七条第一項第一号及び第四項第二号において同じ。）を行うこと。 二 〔略〕 3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。 一 引渡しを求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面又は電磁的記録の提示を受け、かつ、当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。		（他の警察本部長に通報する貴重な物件） 第十一条 〔同上〕 一 〔一〕三 同上 四 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの 〔五・六 同上〕 （警察署長による遺失者の確認の方法等） 第二十条 法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。 一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。 二 〔同上〕 3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。 一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。	

二 引渡しを求める者から、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行い、かつ、当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

三 〔略〕

（遺失者が判明したときの措置等）

第三十五条 〔略〕

二 〔略〕

三 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二條第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにしている場合は、この限りでない。

四 〔略〕

五 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七條第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をあらかじめ拾得者に提供することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

六 前項の規定による電磁的記録の提供は、特例施設占有者の使用に係る電子計算機と拾得者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により行うものとする。

（特例施設占有者による遺失者の確認の方法等）

第三十七條 法第二十二條第一項の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面若しくは電磁的記録の提示を受けること又は特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行うこと。

二 〔略〕

三 法第二十二條第一項に規定する受領書は、電磁的記録をもって作成することができる。

四 第三十五條第六項の規定は、前項の場合における法第二十二條第一項の規定による引換えについて準用する。この場合において、第三十五條第六項中「特例施設占有者」とあるのは「遺失者」と、拾得者」とあるのは「特例施設占有者」と読み替えるものとする。

五 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録と引換えに引き渡さなければならない。

六 一 引渡しを求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面又は電磁的記録の提示を受け、かつ、当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

七 二 引渡しを求める者から、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行い、かつ、当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

三 〔略〕

八 第三十五條第六項の規定は、前項の規定による電磁的記録との引換えについて準用する。この場合において、同条第六項中「特例施設占有者」とあるのは「権利取得者」と、「拾得者」とあるのは「特例施設占有者」と読み替えるものとする。

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

（遺失者が判明したときの措置等）

第三十五条 〔同上〕

二 〔同上〕

三 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二條第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。

四 〔同上〕

五 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七條第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

〔項を加える。〕

（特例施設占有者による遺失者の確認の方法等）

第三十七條 法第二十二條第一項の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

二 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

二 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならない。

三 一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

〔項を加える。〕

別記様式第2号（第2条関係）

拾 得 物 件 預 り 書

☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権		
警察署 受理番号		
受 理 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 本署 交番・駐在所 取扱者氏名	
拾 得 日 時 場 所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得	
拾 得 者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名	
施設占有者 住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称	
物 金 物 件 品	現 金 内 訳 1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚 現金のみ	
	種 類 特徴等（形状・模様・品質等） 点数	
あなたは提出された物件に関する ☐ 一切の権利を放棄しました。 ☐ 費用を請求する権利を放棄しました。 ☐ 報労金を受ける権利を放棄しました。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄しました。 ☐ 権利を放棄していません。 あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに ☐ 同意しました。 ☐ 同意していません。 あなたは、 ☐ 上記物件に関する権利放棄、 ☐ 氏名等告知の同意 について、後で考えて決めることとしました。		
上記の物件を預かりました。 年 月 日 拾 得 者 の 物件 引 取 期 年 月 日から 年 月 日まで 殿 警察署長		
☐ あなたが提出された物件のうち、(期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。) は、遺失物法第35条の規定により、法定の		
受領 確認	上記の物件を受領しました。 年 月 日 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称	
備 考		

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を放棄し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考 1 ☐ 印のある欄については、該当の□内にし印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

「一〇七略」

（電磁的記録媒体による手続）
第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。

別記様式第2号（第2条関係）

拾 得 物 件 預 り 書

☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権		
警察署 受理番号		
受 理 日 時	年 月 日 午前・後 時 分 本署 交番・駐在所 取扱者氏名	
拾 得 日 時 場 所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得	
拾 得 者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名	
施設占有者 住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称	
物 金 物 件 品	現 金 内 訳 1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚 現金のみ	
	種 類 特徴等（形状・模様・品質等） 点数	
あなたは提出された物件に関する ☐ 一切の権利を放棄しました。 ☐ 費用を請求する権利を放棄しました。 ☐ 報労金を受ける権利を放棄しました。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄しました。 ☐ 権利を放棄していません。 あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに ☐ 同意しました。 ☐ 同意していません。 あなたは、 ☐ 上記物件に関する権利放棄、 ☐ 氏名等告知の同意 について、後で考えて決めることとしました。		
上記の物件を預かりました。 年 月 日 拾 得 者 の 物件 引 取 期 年 月 日から 年 月 日まで 殿 警察署長		
☐ あなたが提出された物件のうち、(期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。) は、遺失物法第35条の規定により、法定の		
受領 確認	上記の物件を受領しました。 年 月 日 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称	
備 考		

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を放棄し、その物件を受け取る場合、警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考 1 ☐ 印のある欄については、該当の□内にし印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

「一〇七同上」

（電磁的記録媒体による手続）
第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

3 2 1

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

〔様式を削る。〕

別記様式第12号(第41条関係)

電磁的記録媒体提出票

第26条
第28条第2項
第28条第3項
第31条第1項
第32条
第33条第1項

遺失物法施行規則

の規定により提出すべき書類に記載することとされる事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない場合は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。